



支えあい 私らしく チャーがんじゅう

～平成18年4月から介護保険制度が変わります～

介護予防・自立支援をすすめて
元気な高齢者を増やします



那覇市が目指す姿

- 1.自助(じじょ)**
自分でできることは自分で
- 2.互助(ごじょ)**
家族や地域でできることはお互いで
- 3.共助(きょうじょ)**
自助・互助だけでは足りない部分を行政が支援します。



予防重視へ転換



認定調査

主治医の
意見書

介護認定審査会

●認定調査の項目が変わります。

現行 → 平成18年4月から

非該当	非該当
要支援	要支援1
要介護1	要介護1 要支援2
要介護2	要介護2
要介護3	要介護3
要介護4	要介護4
要介護5	要介護5



次の福祉サービスについては
チャーがんじゅう課へ
お問い合わせ下さい。

- 軽度生活支援サービス
- 福祉電話の設置
- 緊急通報システム
- 外出支援サービス
- ふれあいコール
- 介護用品の支給 など



包括支援センターの保健師
が予防プランを作成し、プラン
に基づいた介護保険の予
防サービスが利用できます。

従来の「通所サービス」や「訪問サービス」を予防に
重点をおいたサービスに見直します。
※運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上など効果が
明確なものを新たなサービスとして実施します。

ケアプランの作成

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。

※従来のサービスは今までどおり使えます。
※住みなれた地域での生活を支えるために次のサービスを創設します。



地域密着型サービス

- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)
- 小規模多機能型居宅介護(グループホーム)
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- 特定施設入居者生活介護(定員30人未満)
- 介護老人福祉施設入所者生活介護(定員30人未満)



《地域包括支援センター》は主に次の事を行います。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって高齢者虐待防止や権利擁護をはじめ、介護予防に関する計画など、高齢者やその家族への総合的な支援を行います。また、要支援1、2と認定された方と虚弱高齢者の介護予防プラン(予防プランは居宅介護支援事業者へ委託)を作成します。



要支援1、2と認定された方は
例えば次のようなサービスが受けられます。

- 予防訪問サービス
 - 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)
 - 介護予防訪問入浴介護
 - 介護予防訪問看護
 - 介護予防訪問リハビリ
- 予防通所サービス
 - 介護予防通所介護
 - 介護予防通所リハビリ

※運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上のメニューは選択制です。自分でできないことを改善できるようにサービスを選択して自立に向かう「目標志向型」のサービス利用をしていきます。

《地域相談センター》は主に次の事を行います。

- ①高齢者及びその家族の身近な相談窓口
- ②介護予防教室の実施
 - ・転倒骨折予防・口腔機能向上・認知症予防教室
 - ・筋トレ教室・高齢者生き生きセミナー等
- ③地域で“ゆんたく”する場づくりの支援
- ④自治会や民生委員と協力して、見守りネットワークづくりの支援

※在宅介護支援センターは3月31日で廃止します。



お知らせ
身体・知的・精神障害の相談などが一つの窓口で行えるよう、障害福祉サービスの窓口が「障害福祉課」(本庁2階)になりました。
問い合わせ 障害福祉課 ☎866-3675

③新しい障害福祉サービス体系
(平成18年10月実施)
障害福祉サービスの利用者や、介護の支援を受ける場合には「介護付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」が位置づけられ、他にも地域の特性や利用者の状況に応じた生活支援が行えるよう「地域生活支援事業」がはじまります。

これまで、世帯の所得などに応じて自己負担の上限が決められていて、負担が重くなりすぎないようになっています。

②自立支援医療がはじまります。
(平成18年4月実施)
これまでの障害に係る公費負担医療(精神通院医療、更正医療、育成医療)が一括され自立支援医療に変わります。指定の医療機関で医療を受けた場合、医療費の1割が原則として自己負担となります。

①障害福祉サービスの利用者負担の仕組みが変わります。
(平成18年4月実施)
サービスの費用をみんなで支えあうため、サービスを利用したら、原則として費用の1割を支払います。ただし、所得に応じて上限額の設定や減免制度があります。

これまで、障害福祉サービスは身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により分けられるサービス内容などが決められていました。
平成18年4月から障害者自立支援法により、この障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになります。

実施内容は4月に利用者負担の変更と自立支援医療の開始、10月には新しい障害福祉サービス体系への移行となります。

障害者自立支援法がはじまります
これまで、障害福祉サービスは身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類や年齢により分けられるサービス内容などが決められていました。
平成18年4月から障害者自立支援法により、この障害の人も共通のサービスを地域において受けられるようになります。

新学期です! 子どもたちも新しい生活にワクワクドキドキ胸躍らせています。ドライバーのみなさま、学校の近くを通行するときには、子どもたちの飛び出しに十分ご注意ください。